

平成29年9月1日改定

杉並区立井荻小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として「井荻小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

この度、国における「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定等に伴い、本校の「井荻小学校いじめ防止基本方針」を改定いたしました。

今後は、改定されました「井荻小学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に組織的に取り組んでまいります。

《いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方》

◎いじめの定義

・「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

◎いじめ問題への基本的な考え方

・いじめの発生を見逃さず、学校として組織的にかつ迅速に対応するためにいじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは、どの学校、学年、学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むと共にいじめを把握した場合は、速やかに解決を図る。

1、本校におけるいじめ防止などに関する取組

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

2、教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

3、いじめ防止に向けた校内組織

いじめに関するアンケートを年3回実施し、実態調査を行う。実態の調査結果をもとに、「井荻小いじめ対策委員会」において事案の検討を行い、解消に向けた具体的な計画を立てる。井荻小いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、スクールカウンセラーとする。この他、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。いじめ解消に向けた計画が着実に実施できるようにマネジメントを、副校長・生活指導主任が担当する。解決まで適宜、井荻小いじめ対策委員会を開き、迅速に対応する。

また、いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、委員会を招集し事案について事実確認を行い、対応を決め実行する。

4、教職員のいじめ防止に向けた対応能力を高めるための取組

いじめはどこでも起こり得るといった危機意識を高め、迅速な対応を推し進めるために、「いじめ対応マニュアル」を活用し、アンケート実施の時期にあわせ専門的知識を有するスクールカウンセラーを講師に研修会を実施する。

また、「いじめ発見チェックリスト」を毎月実施し、児童の実態把握を行うことで未然防止に向けた対応能力の向上を図る。

5、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けたそのほかの取り組み

- ・道徳教育や人権教育、「いのちの教育」「生き方を学ぶ教育活動」の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめをしない、いじめをさせないための能力と態度を育成する。
- ・「井荻小学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」を活用して、いじめの早期発見・事案対処を行い、早期解決に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。
- ・スクールカウンセラーを活用した児童への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。

6、重大事態が発生した場合の主な対応

- ・事実関係を明確にするため、井荻小いじめ対策委員会において組織的に調査するとともに、杉並区いじめ問題対策委員会とよく連携する。
- ・いじめられた児童及びいじめの実態を報告してくれた児童の安全・安心を確保するため、組織的な取組を徹底する。
- ・保護者や地域、学校支援本部や学校評議員会等の諸団体、関係機関と連携し、いじめ問題の迅速かつ的確な解決を図る。